

木造建築物の組立て等作業主任者技能講習開催のご案内

令和 6 年 8 月

静岡労働局長登録講習機関 静岡県建設労働組合

(登録番号：10-7、登録有効期限：令和11年3月30日)

労働安全衛生法及び関係政省令の規定により、事業者は、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第7号に規定する軒の高さが5メートル以上の木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業については、都道府県労働局長の登録を受けたものが行う技能講習を修了した者のうちから作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせることになっております。当組合では下記により標記技能講習を実施いたしますのでご案内申し上げます。

1. 講習開催期間等

* 講習日時 令和6年11月14日(木) ～ 11月15日(金)
(両日ともに受付は午前8時50分～午前9時。講習時間は午前9時～午後5時です。)

* 講習会場 「静岡駅前会議室 LINK」 B301 会議室
静岡市葵区紺屋町8-13 内野ビル(B館)

* 受付期間 令和6年10月15日(火)まで (定員名になり次第締め切ります)

2. 受講資格 (従事経験は満18歳以上における期間となります)

* 木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業(次号において「構造部材の組立て等の作業」という。)に3年以上従事した経験を有する者

* 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上構造部材の組立て等の作業に従事した経験を有する者

3. 講習料等 (消費税込)

* 受講料 10,000円 (一部受講免除者は8,000円)

* テキスト代 1,200円 (静岡建労の組合員はテキスト代を免除します)

* 合計 11,200円 (昼食代は含まれておりません)

4. 申込の方法 (以下の①から⑤に係る書類等をご提出ください)

①受講申込書に所要事項を記入し、作業従事経験の証明を事業所等からいただいて下さい。

受講者本人が個人事業主又は一人親方の場合は、別紙「個人事業主・一人親方実務経験証明書」に証明を受けてください。

②写真2枚(3.0cm×2.4cm)を添付してください。なお、下記事項に留意してください。

・6ヶ月以内の撮影のもの

・正面 (必ず正面を向いた写真でお願いします。また、目線が下、横、上になっているものは使えません)

・上三分身(自動車の運転免許証に入っている証明写真と同じバランスと考えてください。)

・無背景 (壁紙(柄あり)、カーテン、柱など写っているもの使えません)

・脱帽 (帽子は脱いで撮影してください。髪の毛などで目が一部隠れているものは使えません)

③従事経験が2年以上3年未満の場合は、受講資格を証明するために卒業証明書の写しを添付してください。

④講習の一部免除を受けようとする者は、申込時に、その資格証明書の写を添付してください。

⑤本人確認のため、運転免許証等の身分証明書の写しを添付してください。

⑥受講料について

・受講料は、申し込み後にお振込みをお願いします。

なお、振込手数料は、受講申込者のご負担をお願いいたします。

・受講料は原則お返しいたしません。ただし、講師や当組合のやむを得ない事情により実施できなかった場合は返金いたします。

5. 受講料領収証（インボイス）の取り扱いについて

領収証（インボイス）は開催日当日にお渡しいたします。

6. 申込み・問合せ

静岡建労島田支部

島田市若松町2732-3 TEL. 0547-35-4188

7. その他

①講習当日に、受講票を持参して下さい。受講票は、受講日から1週間前を目安に送付します。

②講習終了後、修了試験を行います。

③労働安全衛生法に基づき実施されます。遅刻、早退は認められませんのでご注意ください。

以 上